

議案第 1 2 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

本市の財政状況等を勘案して、令和3年3月31日まで市長の給料の減額に関する特例期間を延長する改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 平成 29 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、市長の給料の月額については、第 3 条の規定にかかわらず、742,500 円とする。ただし、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第 3 条に定める給料の月額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1～5 省略</p> <p>6 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間、市長の給料の月額については、第 3 条の規定にかかわらず、742,500 円とする。ただし、第 6 条第 2 項及び第 8 条の規定により支給する期末手当の額及び退職手当の額の算定の基礎となる給料の月額は、第 3 条に定める給料の月額とする。</p>